



第一項 事業活動について

1. 優れた製品・サービスの提供と安全性に関すること

当社が提供する製品やサービスの価値が社会から求められているものであることが、当社の経済的な存立の基盤である事は言うまでもありません。この基盤を強固なものとするため、製品開発力や製造技術力の向上に努め、新たな価値を創造して行きます。

また、優れた製品やサービスであるためには、そのもの自体が安全であり、生命、身体や財産に対して害を及ぼさないことが当然の前提となります。当社はこの前提を満足させるため、最大限の努力を惜しみません。

(1) 顧客ニーズの的確な把握

社員一人一人が顧客のニーズに敏感に反応するという心構えを持つことが必要です。社員全員で、顧客ニーズの的確で迅速な取り込みに積極的に行動します。

(2) アフターサービス、ユーザーサポート体制の充実

次の注文に結びつけるためにも、また新たな商品開発に役立てるためにも、販売した商品・サービスのアフターケアが重要である事は言うまでもありません。このため、各部門においては、

- ▶ 顧客満足度の把握
- ▶ サービスシステムの充実
- ▶ ユーザーサポート体制の充実

に取り組めます。

(3) 安全性に関する法令、ガイドラインの遵守

製品の欠陥により利用者の生命、身体や財産に被害を生じさせるようなことがあってはなりません。製品の安全性を確保するため、開発・研究段階から設計、製造、流通および販売段階に至るまで、製品の安全性に配慮することが必要です。また、法令や公的なガイドラインが設けられている場合には、厳密にそれらを遵守しなければなりません。

(4) 被害拡大の防止

不幸にして、製品に不具合が発見された場合は、被害の拡大を防止するための迅速な措置を取らなければなりません。製品の利用者へ情報を速やか



に伝え、必要に応じて製品の回収等の措置をしなければなりません。被害の拡大を防止することが当社に課せられた責任であり、この責任を全うすることがきわめて重要であることを認識しなければなりません。

(5) トラブルの再発防止

製品に不具合が生じた原因を究明し、対策を講じること。また、その記録が適切に蓄積され利用されることでその後の同様の事故・トラブルが防止されることとなります。各部門の責任者は、こうした情報が迅速に利用できる体制の整備を心掛けなければなりません。

2. 取引先・関係先との健全で良好な関係に関すること

当社は、内外の商取引において不当な利益を与えたり、得たりすることを厳に戒めています。役員・社員は、世間から誤解や不名誉な評価を受けることがないよう、正しい判断と節度ある行動を取ります。

(1) 販売取引先との関係

販売先に対する接待や贈答については、社会的常識の範囲内で行わなければなりません。また、個人的・恣意的なリベート(値引き等)やコミッション等の便宜供与は絶対に行ってはなりません。会社として正式に行う必要がある場合は、正規の決裁ルールに則って行います。

(2) 購買先との関係

購買先の選定にあたっては、価格、品質、納期等合理的な基準に基づいて行う必要があります。購買先からの接待や贈答は、社会的常識の範囲内とし、その事実は必ず上司に報告しなければなりません。社会的常識を超えるものは、時機を失せず辞退、返却をしなければなりません。

(3) 協力会社との関係

協力会社との取引においては、第三者との公正で透明な競争をふまえた取引条件と比較して、不当に異なるようなことのないようにしましょう。また接待や贈答についても、社会的常識の範囲内としなければなりません。

(4) 官公庁・地方自治体等公共団体との関係

官公庁・地方自治体等の職員との関係では、国家公務員倫理法(1999年8月13日公布、法律第129号)、国家公務員倫理規程(2000年3月28日公布、政令第101号)を遵守しなければなりません。



3. 公正で自由な競争の維持促進に関すること

独占禁止法は、公正かつ自由な競争の維持、促進を通じて消費者利益を保護し、国民経済の健全な発展を確保することを目的としています。当社は事業活動にあたり日本国内はもとより諸外国の独占禁止法を守っていきます。また、購買部門においても優越的地位を利用して取引先に不公正な取引を要請する行為等は下請法で禁止されており、これも同様に遵守していかなければなりません。

4. 知的財産権の保護に関すること

知的財産権とは、人の知的活動によって生まれた創作物、営業上の信用に関する権利のことです。法律によって明確に権利として定められている特許、実用新案、意匠、商標等の工業所有権、芸術作品やコンピューターソフト等の著作権のほか、各社が秘密として管理しているノウハウ、技術・営業情報等の企業秘密がこれに含まれます。

社員及び役員は、当社の知的財産権の創造と保護に全力を尽くさなければならぬのは勿論のこと、他者の知的財産権を不当に侵害しないよう十分な注意を払います。

(1) 当社に属する機密情報の取扱い

機密情報とは、企業の財産、営業、業務執行に重大な影響を及ぼす情報をいいます。機密情報は社外に漏洩した場合企業経営に甚大な影響を及ぼすため、その取り扱いには細心の注意が必要です。第三者への漏洩、無断複製及び社外への持ち出しは、一切禁止します。またこれは、退職後も同様です。機密情報を私的に利用することや、インサイダー取引及びその疑惑を招く行為を禁止します。機密情報の取り扱いについては、『情報管理規定』に則り、適切に行なわなければなりません。

(2) 他社の知的財産権の取扱い

他社の知的財産権については、自社のものと同様に尊重しなければなりません。また他社の企業秘密の不正入手は、知的財産関連法規に抵触するばかりでなく、不正競争防止法違反や民事上の不法行為とされる可能性がありますので厳に慎まなければなりません。



5. 利益相反行為の禁止

当社役員及び社員は個人の利益と会社の利益が対立する恐れのある行為はしません。もしこのような状況が生じる可能性がある場合は自己の上司または管理者に迅速且つ完全に開示しなければなりません。